

# 労働時間管理等チェックリスト

※ チェックが入らない項目が一つでもある場合は、早急に対応することをお勧めします。

---

## 1. 拘束時間、労働時間の集計

- 1日の拘束時間は、始業時刻から起算した24時間で集計できている。
- 1ヵ月の拘束時間は、日々の始業時刻から終業時刻までの合計で集計できている。
- 1年の拘束時間を集計できている。
- 拘束時間から休憩時間を除いて労働時間を集計できている。

## 2. 割増賃金の支払い（歩合給の場合は割増率の1を除く）

- 1日の拘束時間から休憩時間を引いた時間が8時間を超えた場合、超えた時間を1.25%以上の割増率で支払っている。
- 1週間で所定の労働時間が40時間を超えた時間を1.25%以上の割増率で支払っている。
- 深夜労働（10時～翌5時）があった場合、その時間を1.25%以上の割増率で支払っている。
- 1週間、休みなく働いてもらった場合、所定の休日に働いてもらった日を1.35%以上の割増率で支払っている。

## 3. 規程等の整備

- 賃金規程に記載している支給項目（基本給、手当等）と、賃金明細に記載している支給項目がすべて一致している。
- 固定残業代を支給している場合、賃金規程に残業代として支給することを明記している。
- 固定残業代を支給している場合、労働契約書等で該当する手当名、金額、時間を明記している。